

消地協第130号
令和2年6月15日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和2年度補正予算）の総額等の
取扱いの変更について（通知）

令和2年3月27日付け消地協第58号において通知した「地方消費者行政強化交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の取扱いについては、令和2年5月1日付け消地協第114号において通知したところですが、以下のとおり変更することとします。

交付要綱第2中の強化事業については、令和2年3月27日付け消地協第59号「地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和2年度当初予算）の総額等について（通知）」別紙のとおりとする。

交付要綱第5中の別に定める強化事業留保額は、3億円とする。